

改正後	現行
3 貸金業関係 3－2 業務関係 (略) 3－2－1 1 日賦貸金業者の監督 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行(以下「完全施行」という。)前の出資法(以下「旧出資法」という。)に規定する日賦貸金業者(以下「日賦貸金業者」という。)であって引き続き日賦貸金業者として業を営む者の監督に当たっては、日賦貸金業者が他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して、旧出資法において上限金利の特例が認められていたという趣旨に鑑み、また、資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>日賦貸金業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたら</u> <u>らし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくために</u> <u>は、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公</u> <u>正にその業務を行うことが求められる。そのため、日賦貸金業</u> <u>者は、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧</u> <u>客の最善の利益」のあり方を考え、これを実現するために自ら</u> <u>の規模・特性等を踏まえ、組織運営や商品・サービス提供も含</u> <u>め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行する必要があるこ</u> <u>と(顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務(金融サービス</u>	3 貸金業関係 3－2 業務関係 (略) 3－2－1 1 日賦貸金業者の監督 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行(以下「完全施行」という。)前の出資法(以下「旧出資法」という。)に規定する日賦貸金業者(以下「日賦貸金業者」という。)であって引き続き日賦貸金業者として業を営む者の監督に当たっては、日賦貸金業者が他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して、旧出資法において上限金利の特例が認められていたという趣旨に鑑み、また、資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(8) (略) (新設)

改正後	現行
<u>の提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条))。</u> <u>監督当局は、検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握した日賦貸金業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて貸金業法第24条の6の10の規定に基づく報告を求めることを通じて、日賦貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、その業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、貸金業法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、貸金業法第24条の6の4の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u> (10) 日賦貸金業者による当局への申請・届出等及び当局から日賦貸金業者に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。 こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。	(9) 日賦貸金業者による当局への申請・届出等及び当局から日賦貸金業者に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。 こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

改正後	現行
また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。 金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、日賦貸金業者から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。 更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。 このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、貸付けの相手方の営業所又は住所において日賦貸金業者自ら集金する場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。 以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。	また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。 金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、日賦貸金業者から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。 更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。 このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、貸付けの相手方の営業所又は住所において日賦貸金業者自ら集金する場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。 以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

